

宇土市告示第2号

宇土市公用車ドライブレコーダーの設置並びに管理及び運用に関する要綱を次のように定める。

平成31年1月11日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市公用車ドライブレコーダーの設置並びに管理及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公用車へのドライブレコーダーの設置及びドライブレコーダーが記録した映像の管理運用に関し必要な事項を定め、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上及び交通事故発生時における事故責任の明確化を図ることを目的とする。

(個人情報保護)

第2条 市は、ドライブレコーダーの設置に当たっては、宇土市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）及びこの要綱の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 宇土市庁用自動車管理規則（平成15年規則第26号）第2条各号に掲げるものをいう。
- (2) ドライブレコーダー 車両内に設置し、車両外の映像を記録する装置をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーが記録した映像で電磁的方式により記録されたものをいう。
- (4) 記録媒体 電磁的方法によりデータを記録することができるハードディスク、メモリーカード等をいう。
- (5) 管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを管理する者をいう。
- (6) 操作取扱者 管理責任者の指示によりドライブレコーダー及びデータを操作する者をいう。

(管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダー及びデータの適切な設置並びに管理及び運用を行うため、管理責任者及び操作取扱者を置く。

2 管理責任者は、公用車を管理する所属の長をもって充てる。

3 操作取扱者は、管理責任者が選任した者とする。

(ドライブレコーダーの設置及び運用)

第5条 ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置する。

2 公用車の運行中は、ドライブレコーダーで記録するものとする。

(データの取扱い)

第6条 データの記録媒体は、ドライブレコーダー本体に常時装着するものとし、データは、事故等により一定の衝撃があった際にのみ保存するもの以外は、記録媒体の容量の上限に達すると上書きし、古いデータから順次自動で消去する設定を行うものとする。

ただし、次条第3項に規定する目的に利用する場合は、管理責任者の承認を得て操作取扱者が記録媒体をドライブレコーダー本体から取り出すことができるものとする。

2 データは、他の記録媒体に複製してはならない。ただし、管理責任者が承認した場合は、この限りではないものとし、その複製の操作は操作取扱者が行うものとする。

(データの利用制限)

第7条 管理責任者及び操作取扱者以外の者は、データを取り扱うことができない。

2 管理責任者及び操作取扱者は、データから得られた個人情報を条例に基づき適正に扱わなければならない。

3 データは、次に掲げる目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(1) 事故、トラブル等の状況確認、原因分析及び究明のために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。

(2) 安全運行に役立てるための運転手研修において活用するとき。

(3) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により、捜査機関から犯罪捜査を目的として提供を求められたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令に基づき提供を求められたとき。

4 前項第2号により利用する場合において、特定の個人が識別可能な個人情報は、識別不可能な状態に加工するものとする。

(データの提供申請)

第8条 前条第3項各号のいずれかの目的でデータの提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇土市公用車ドライブレコーダーデータ提供申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、宇土市公用車ドライブレコーダーデータ提供許可書(様式第2号)を申請者に交付し、データの提供を行うものとする。

3 管理責任者は、前項の規定による提供を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、記録データの内容等を記載した宇土市公用車ドライブレコーダーデータ管理簿(様式第3号)を備え、管理しなければならない。

4 第2項の規定によりデータを外部へ提供するときは、必要最小限の範囲とし、原則として申請者が持参した記録媒体に複製して提供するとともに、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) データを適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

(個人情報の管理)

第9条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、条例及び宇土市個人情報保護条例施行規則(平成15年規則第17号)の規定によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置並びに管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

（申請者）

住所

氏名

印

電話番号 ()

宇土市公用車ドライブレコーダーデータ提供申請書

宇土市公用車ドライブレコーダーに係るデータの提供（複製・視聴）について、下記のとおり申請いたします。

記

1 必要なデータ

車両番号 の

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分までの間のデータ

2 申請の理由

3 担当者（申請者が法人等の団体の場合）

所属

職名

氏名

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

宇土市長

宇土市公用車ドライブレコーダーデータ提供許可書

年 月 日付けで申請のありました宇土市公用車ドライブレコーダーに係るデータの提供（複製・視聴）について、下記のとおり許可します。

記

1 提供を許可するデータの内容

車両番号 _____ の

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分までの間のデータ

2 許可する理由

3 注意事項

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

